

令和５年度京都府新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業費補助金
募集要項

1 事業の趣旨

障害福祉サービス施設・事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、必要な経費を補助します。

京都市内の施設・事業所等は京都市が実施する事業への申請となりますので、別途京都市へお問い合わせください。

2 補助対象者

（１）障害福祉サービス 施設・事業所等のサービス継続支援事業

京都市を除く府内①～④のいずれかを運営する者

①利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。）

②感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

③感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）

※一定の要件を含む具体的な取扱いが国実施要綱別添２に規定

④①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

※ 通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

※本事業対象期間中、京都府域全域は感染拡大地域とします。

（２）障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

①（１）①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

②感染症の拡大防止のために自主的に休業した事業所に対し、協力する施設・事業所

3 補助対象期間

（１）期間

①令和５年２月１日～３月３１日（令和４年度支出分）

②令和５年４月１日～令和６年３月３１日（令和５年度支出分）

(2) 留意事項

- ・①の令和4年度支出分の経費については、令和4年度の本事業で既に補助金の交付を受けている場合、その金額は「5 基準単価及び上限額」の金額から控除しますので、ご相談ください。
- ・支出時期については、感染者が発生した日付でなく、対象経費を支出した日付が基準となります。
- ・原則として、事業所単位でなく法人単位で申請をしてください。原則振込先は複数事業所であっても1つに統一してください。

4 補助対象経費

国実施要綱別添1、別添2のとおり

- 感染者等が発生した施設・事業所等において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時には想定されない費用について支援を行うものです。
- 施設・事業所等において要因解消以降（感染者等への対応以降）にも使用できるものや、感染者等の発生前に購入していたもの（購入するもの）は、補助対象外となります。
- マスク・ガウン等の衛生・防護用品購入に係る費用については、感染者等の発生時等に、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。
- 衛生・防護用品は、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用するものであって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液等の防護具等や消毒用品を想定しています（パーティション等の器具や備品、おむつ等は補助対象外となります。体温計やパルスオキシメーターは、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所等において、療養中の入所者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象となる場合があります）。

※下記は主な例を挙げていますので、詳細は国実施要綱別添1、別添2をご確認ください。

(1) 対象経費の例

<2の(1)の①~②の事業所>

- ・感染が発生した後に購入したマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液等の防護用具や消毒用品の購入費用
- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当、職業紹介料
- ・事業所の消毒費用
- ・使用済ガウンやペーパータオル等の感染性廃棄物を大量に廃棄する場合のゴミ袋の購入費用

<2の(1)の③の事業所>

- ・共同生活援助事業所等で、利用者が発熱し、保健所での行政検査に依頼したが、行政

検査の対象とならないと判断された場合の PCR 検査の費用 等

(2) 対象とならない経費の例

- ・施設・事業所で感染者が発生する前に購入した衛生・防護用品
- ・パーテーション、ブラシ、バケツ、たらい
- ・加湿器、空気清浄機、洗濯機、掃除機等の、要因解消以降も使用できるもの
- ・飲食物
- ・衛生用品等の購入の際に要したレジ袋の購入費用
- ・2の(1)の③の事業所で行政検査実施後に実施した自費検査の費用
- ・2の(1)の③の事業所で感染発生後に実施した自費検査の費用

5 基準単価及び上限額

国実施要綱別添1及び別添2のとおり

6 申請手続

(1) 受付期間

令和5年11月1日(水)～令和5年11月21日(火)まで

(2) 申請方法

申請書類を以下の方法で送付してください。委任状のみ押印し郵送してください。

(委任状原本以外の申請書類)

- ・京都府健康福祉部障害者支援課あて以下メールに添付し送信
送信先 shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

(委任状原本)

- ・京都府健康福祉部障害者支援課あて郵送
宛先：〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府障害者支援課福祉サービス・障害児支援係

(3) 申請書類(以下の①、②)

- ①申請様式(Excel ファイル※必ず Excel 形式のままご提出ください。また、絶対にシート名を変更しないでください。)

※令和4年度(令和5年2月1日～3月31日)支出分及び令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)支出分の両方を申請する場合は、それぞれの年度分ごとに分けて申様様式を作成してください(第1号様式を含む、全ての申請様式について両年度分を作成してください)。

- ②支出経費に係る根拠資料(写し)等

- ・インターネットで注文し見積書が無い場合は、注文内容と注文日の分かるもの(注文確認メール、スクリーンショット等)を添付してください。
- ・既に支出が終わっているものについては、領収書、レシート、振込記録等の支払済が確認できる書類も併せて添付してください。
- ・人件費等を申請する場合は、勤務記録、積算表、振込記録の3つを添付してください。

勤務記録については、(1) 何年何月何日に (2) どのくらいの時間 (3) 何の業務で勤務したかの3点がわかる資料にしてください。(1)については、感染発生後から収束までの間に勤務しているかを確認します。(2)については、勤務時間に対して適切な支給額となっているかを確認します。(3)については、感染発生への対応業務かどうかを確認します。(1)～(3)のうちいずれかの情報が既存の資料に記載されていない場合は、手書きでもかまいませんので既存の資料へのメモ書き等でわかるようにしてください。

積算表については、申請のために感染対応に係る人件費を積算した際の計算式を別紙として添付する等の方法で計算の方法をお示しください。

振込記録については、申請された金額が実際に振り込まれているかを確認します。申請額以外の方もまとめて振り込まれている場合は、手書きでもかまいませんので、既存の資料へのメモ書き等で「うち～円が申請分」等の記入で申請額分が含まれていることがわかるようにしてください。

- ・ 全ての根拠資料の右上に、下図のように番号を記入してください。(※右上に余白が無い場合は余白のある部分に記入してください。)

【番号の記入例】

1—1—(1)

見積書

見積日 ○年○月○日

○○株式会社

下記のとおり、お見積り申し上げます。

製品名： マス

納期：○年○月

有効期限：お見

お見

1—1—(1)

領収書

○ ○ 様

65,800 円

上記領収いたしました。

1—1—(1)

個票1への記入分であれば「1」

個票の事業区分で上を選択している場合は「1」、下を選択している場合は「2」

○	障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
○	障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

個票の【積算内訳】欄↓の取組番号

取組番号	費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
(1)	需用費	65,800	マスク50箱

(4) 留意事項

支出が終わっていない費用を申請する場合は、令和6年3月までに支出が完了している必要があります。

7 補助金の交付決定

申請書類を審査した結果、適正と認められる場合に、予算の範囲内で補助金の交付決定をします。また、多数の感染者（概ね10名程度）が発生した事業所に優先的に交付決定を行う予定としておりますので、交付申請額どおりに交付決定されないなど、御希望に添えない場合があります。

8 事業実績報告書の提出及び補助金の精算

(1) 事業実績報告書

交付決定した施設・事業所には、メールにて事業実績報告書の様式をお送りしますので、対象経費の支払後速やかに様式に必要事項を記入して御提出ください。

※事業実績報告書を提出していただく際には、対象経費に支出したことが分かる資料（領収書等）を必ず添付してください（交付申請時に既に領収書等を提出した場合を除く）。

(2) 補助金の支払

交付申請書の審査の結果、内容が適正と認められる場合、交付決定を行います。交付決定通知が法人あてに郵送され、口座振込で補助金が支払われます。その後、実績報告書をご提出いただき、額の確定を行います。

9 問い合わせ方法

下記の「よくある質問」及び別添の「国Q&A」をご確認の上、質問したい事項が載っていない場合は、別添の「質問票」に質問事項を記入し、メールに添付して、以下のメールアドレスまで送信してください。

京都府健康福祉部障害者支援課：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

10 よくある質問

別添の「国Q&A」も併せてご確認ください。

問1 感染者の発生から3ヶ月後に購入した物品は対象となるか。

(答)

対象となりません。通常のサービス提供時には想定されない費用を補助対象とする趣旨から、「感染状況調査票」に記入していただいた感染者及び濃厚接触者の発生から30日以内にご購入いただいた衛生用品等を対象としております。

問2 感染者の発生に備えて購入する物品は対象となるか。

(答)

対象となりません。詳しくは国Q&AのNo.21を参照してください。

問3 買い溜めしていた衛生用品を、感染者の発生により大量消費したが、消費分の費用は対象となるか。

(答)

対象となりません。詳しくは国Q&AのNo.21を参照してください。

問4 法人は京都市内にあり、感染が発生した施設・事業所は、京都市と、京都府の区域（京都市を除く）のどちらにもあるが申請できるか。

（答）

法人が京都市内にあっても、運営する施設・事業所等が京都府の区域（京都市を除く）にあれば、その分のみ申請できます。

問5 利用者に感染者と接触があったことが判明した者がいるが、補助対象となるか。

（答）

利用者に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）がいるだけでは、国実施要綱3（1）①の補助対象となりませんが、当該の者に何らかの対応をした場合は、その対応分の経費について、国実施要綱3（1）②に該当する可能性があります。詳しくは国 Q&A の No. 2を参照してください。

問6 感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。

（答）

同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。詳しくは国 Q&A の No. 8を参照してください。

問7 感染者の発生が判明した後、事業所の職員と利用者に PCR 検査を行ったが、検査費用は補助対象となるか。

（答）

感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象になりません。詳しくは国実施要綱の別添 2を参照してください。